次世代法に基づく一般事業主行動計画

全ての職員が仕事と生活の調和を図り、健康で働きやすい環境をつくるようにするため、次のように行動計画を策定する。

１　計画期間

令和７年４月１日から令和12年３月31日までの５年間

２　内　容

目標１：年次休暇の取得促進を図り、１人当たり年間取得日数10日を目標とする。

〈対　策〉

毎月のＷＬＢ（ワークライフバランス）会議において年次休暇の取得状況を確認するとともに、取得状況が低い者についての状況把握・原因追究を行い、取得向上を図る。

目標２：ノー残業デーを月６回設定するとともに、超過勤務の縮減に努める。

〈対　策〉

１週間に設定できる日は２日までとし、毎月のＷＬＢ（ワークライフバランス）会議においてノー残業デーの設定状況の確認、超過勤務予定の確認及び効率的かつ効果的な実施方法を検討する。

目標３：配偶者の出産に伴う特別休暇の取得率100％を目標とする。

〈対　策〉

対象となる職員に、配偶者の出産に伴う次の特別休暇に関する情報提供を行い、取得率100％を目指す。

・配偶者の出産予定日の８週間（多胎妊娠の場合にあっては14週間）前の日から当該出産の日後１年を経過する日までの期間内において５日以内

・配偶者の出産の日から２週間の範囲内において３日以内

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第 8 条に基づき、次のように行動計画を策定する。

１　計画期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日までの 5 年間

２　内　容

目標：管理職に占める女性比率 44.2％以上

〈対　策〉

次世代の管理職を育成するための研修を実施する。

３　女性の活躍に関する情報公表

【管理職に占める女性労働者の割合】

令和 6 年度…38.9%